資料５

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

金融審議会
資金決済ワーキング・グループ　第5回
報告書案についての意見

一般社団法人Fintech協会
Fintech Association of Japan

2021年12月28日
（発表者：常務理事　落合孝文）

(C) 2021 Fintech Association of Japan

総論

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

共同機関、ステーブルコイン、前払式支払手段の各論点について、**AML/CFTの高度化や金融システムの安定性確保**への対応を進める中でも、利用者に適切なサービスが提供されるよう、**利用者保護**を図りつつ**競争喚起・イノベーション推進**に資する枠組みの整備を議論することが重要である。

次頁以降では、上記の観点から、各論点に関する意見を述べる。

(C) 2021 Fintech Association of Japan

共同機関

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

国内の送金等のサービスのAML/CFTを高度化するにあたり、不正取引防止による利用者保護の視点から、以下の点をご検討頂きたい。

- 参加事業者は、**銀行等の預金取扱金融機関、資金移動業者に加えて**、今後制度化される場合の**高額電子移転可能型前払式支払手段、ステーブルコインの発行者・仲介者を追加**

- 今回の共同機関制度の整備については、大手都銀を除く事業者の即効的なAML/CFT対応を向上させるために、「委託」スキームでの整備がされたと理解。しかし、前回WG報告書案注39において、オランダ、米国、シンガポールでの個人情報連携の枠組み整備が紹介されたように、**現場での具体的な不正利用抑止には、個人情報の利用も含めた整備も必要。**現行の個情法でも、犯収法第４条の取引時確認義務の確認事務の一環の行為を個情法23条1項1号の**「法令に基づく場合」に該当するとした事案も踏まえて、**前回報告書案注36をさらに検討し、**第三者提供を行える場合を明確にすることが必要**

- **AML対策**においては、「同意」を取得することが現実に難しいこともあり、**本人「同意」に代わるガバナンスが必要**であるが、「委託」スキームによる整理は過渡的なものと見るべきで、個人情報も正面から取り扱えないことを踏まえると、**前回報告書注４０にも指摘の法的枠組みを、個人情報保護法、銀行の守秘義務等の関係で今後早期に整備することは重要**

(C) 2021 Fintech Association of Japan

ステーブルコイン①

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

国際間での取引・技術開発競争が顕著な分野であることを踏まえ、**金融安定性**、**利用者保護に必要な規律を整備**の上、**技術中立性**、**国際性**を保った制度の整備をお願いしたい。

- 基本的な思想としては、主要国に制度整備が先行する可能性がある日本では、国際的に日本がパスされるリスクを踏まえ、**実務を後押しする過度の負担とならない法制を整備の上、見直しを繰り返す対応が重要**。この分野での国内外の評価は、将来発行がありうる日銀CBDC、ひいては日本の金融業界の国際競争力にも重要な影響を及ぼす可能性

- **海外発行のステーブルコインや、パブリックチェーン/パーミッションレス型のステーブルコイン**について、**実務的に取扱困難とならない**よう考慮が必要
  - ✓ 前回WG報告書案20頁の「発行者又は仲介者の破綻時において利用者の償還請求権が適切に保護されることが重要」という指摘を徹底し、**仲介者において償還請求権の保全が適切に確認できる場合や、仲介者が担保を行うような場合には海外での発行者に対して日本での許認可取得等の規制対応を求めない**ことは重要
  - ✓ 同報告書案注88「**パーミッションレス型の分散台帳で流通可能**なもの・・・仲介者はこうしたものは取り扱わないこととすべきと考えられる」との点は、**別途上乗せ規制などを考慮の上取扱可能にして頂きたい**
  - ✓ 同注81の「発行者がパーミッションレス型の分散台帳で流通可能な仕様で発行し、実態として主に発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用されているもの・・・利用者保護上、こうした前払式支払手段を発行しない」との点も同様に見直しが必要。**一定の類型の譲渡可能な前払式支払手段の発行を一律禁止せず、**金額、仕組み等に応じ高額電子移転可能型前払式支払手段に加えることも含めて整理が必要

(C) 2021 Fintech Association of Japan

ステーブルコイン②

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

- **仲介者の業務実施が合理的に可能**となるよう、以下の考慮が必要
  ✓　仲介者には、**利用者から金銭の預託を受けることを原則として禁止**との点について、金融商品取引業者、資金移動業者、暗号資産交換業者においても、一定の預託は前提として制度整備しており、ステーブルコインについてのみ過剰に厳しい規制となっている。当該資金に関する保全又は銀行等のライセンス取得等の規律は然るべきであるが、**一律禁止は避けることが必要**
  ✓　仲介者の代理店としての、既存の銀行・証券分野の代理・仲介業者の業務実施も考えられ、これらに対する取扱の規制整備が必要

- **仲介者の発行者との関係**についても、海外発行のステーブルコインやパブリックチェーン/パーミッションレス型のステーブルコインとの関係で以下の考慮が必要
  ✓　前回WG報告書案27頁の「利用者に損害が生じた場合の発行者と仲介者の間の責任分担に関する事項等について、発行者と仲介者の間で契約を締結するよう」との点については、**仲介者が一律に必要な対応を行う場合等においては、発行者との契約締結を不要とする等、代理・委託関係がない場合も想定が必要**

- 発行者規制について既存の枠組みどおりとするか、**大統領WG報告に対しては米国でも議論**（米国連邦準備制度理事会（FRB）理事クリストファー・J・ウォーのスピーチ等）があり、**競争喚起・イノベーション推進の観点から、発行者規制についても慎重に検討する必要**があると思料

(C) 2021 Fintech Association of Japan

前払式支払手段

FINTECH ASSOCIATION OF JAPAN

- **定義の整理の必要性等は前回WGで意見提出のとおり**であるが、技術的な事項について、以下のとおり追加意見を述べる

- 犯収法の**特定事業者の定義**の整備にあたっては、**資金決済法4条の適用除外事業者が該当しないように整理**することが重要

- 高額電子移転可能型前払式支払手段の**法人顧客との関係での取引時確認**については、**法人クレカにおける取引時確認とのイコールフッティング**が必要

(C) 2021 Fintech Association of Japan

Thank you

(C) 2021 Fintech Association of Japan